

平成23年7月12日
日本年金機構

年金事務所段階における記録回復の状況について

1. 年金事務所段階における記録回復件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国民年金に係る短期間の申立て及び脱退手当金に係る申立てについての年金事務所段階での
記録回復状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した
事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 年金事務所段階における記録回復件数

	合計	厚生年金						国民年金						
		計	遡及訂正事案				脱退手当金	計	20年4月の基準				21年12月の基準	
			20年12月の基準等	21年12月の基準	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案	21年12月・22年4月の基準							
			①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	⑤	⑥
21年12月末 (累計)	1,731	996	505	-	210	281	-	735	14	24	5	692	-	-
23年5月末 (累計)	5,016	3,491	695	510	876	1,189	221	1,525	23	35	17	1,371	71	8
21年12月末 件数との差	+3,285	+2,495	+190	+510	+666	+908	+221	+790	+9	+11	+12	+679	+71	+8

<厚生年金>

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)
- ② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

<国民年金>

- ① 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)
- ② 20年4月の基準(家計簿によるもの)
- ③ 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)
- ④ 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))
- ⑤ 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))
- ⑥ 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

(注)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

【参考】

年金事務所段階における記録回復件数(月別)
【平成22年1月以降】

	合計	厚生年金						国民年金						
		計	遡及訂正事案				脱退手当金	計	20年4月の基準				21年12月の基準	
			20年12月の基準等	21年12月の基準	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案			21年12月・22年4月の基準	⑤	⑥			
			①	②	③	④								
22年1月	154	147	1	9	31	105	1	7	0	0	0	6	0	1
22年2月	80	62	7	18	26	10	1	18	1	0	0	14	3	0
22年3月	130	85	28	24	14	19	0	45	0	0	0	36	9	0
22年4月	94	65	11	27	17	8	2	29	0	1	2	26	0	0
22年5月	138	82	20	26	22	13	1	56	0	1	2	47	6	0
22年6月	167	128	10	49	44	23	2	39	0	2	0	30	4	3
22年7月	146	99	9	40	36	8	6	47	0	2	0	38	6	1
22年8月	154	83	7	26	27	18	5	71	1	0	2	61	5	2
22年9月	164	114	6	33	29	37	9	50	3	0	0	37	10	0
22年10月	206	126	9	15	22	64	16	80	0	5	0	72	2	1
22年11月	215	167	8	35	60	52	12	48	0	0	0	40	8	0
22年12月	262	203	9	15	56	100	23	59	1	1	3	49	5	0
23年1月	266	218	14	39	89	60	16	48	0	1	0	49	-2	0
23年2月	276	210	18	28	32	102	30	66	3	1	1	55	6	0
23年3月	370	317	23	55	79	103	57	53	0	-3	0	53	3	0
23年4月	251	215	5	37	48	102	23	36	1	0	0	32	3	0
23年5月	212	174	5	34	34	84	17	38	-1	0	2	34	3	0
22年1月～ 23年4月 合計	3,285	2,495	190	510	666	908	221	790	9	11	12	679	71	8

<厚生年金>

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)
- ② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

<国民年金>

- ① 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)
- ② 20年4月の基準(家計簿によるもの)
- ③ 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)
- ④ 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))
- ⑤ 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))
- ⑥ 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

(注1)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

(注2)上記の各月の記録回復件数は、前月末までの累積件数として報告のあったものと当月末までの累積件数として報告があったものとの差分を計上している。

2. 国民年金に係る短期間の申立て及び脱退手当金に係る申立てについての年金事務所段階での記録回復状況【平成22年5月以降<速報値>】

1. 国民年金に係る短期間の申立て

	対象となる申立て (注)	年金事務所段階での記録回復			
		年金事務所段階での記録回復	第三者委員会へ送付	本人による申立ての取下げ	内容確認中
22年5月から 23年5月末まで	6,803	675	5,609	247	272

(注)「対象となる申立て」:

- ・ 平成22年4月以前に提出され、同年4月末時点で処理未了の年金記録確認の申立て
- ・ 平成22年5月以降に提出された年金記録確認の申立てのうち、国民年金に関するものであって、申立期間が1つであり、かつ2年以下であるもの

2. 脱退手当金に係る申立て

	対象となる申立て (注)	年金事務所段階での記録回復			
		年金事務所段階での記録回復	第三者委員会へ送付	本人による申立ての取下げ	内容確認中
22年5月から 23年5月末まで	6,329	218	5,774	181	156

(注)「対象となる申立て」:

- ・ 平成22年4月以前に提出され、同年4月末時点で処理未了の年金記録確認の申立て
- ・ 平成22年5月以降に提出された年金記録確認の申立てのうち、脱退手当金に関するもの

3. 第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案について 【平成22年1月から平成23年5月までの件数<速報値>】

		合計	厚生年金			国民年金							
			計	遡及訂正事案		脱退手当金	計	20年4月の基準				21年12月の基準	
				20年12月 21年12月 の基準等	あっせん事案 の同僚事案	21年12月 22年4月 の基準		①	②	③	④	⑤	⑥
				①	②	③		①	②	③	④	⑤	⑥
判明した事案数		185	129	45	46	38	56	0	1	0	35	19	1
(内訳)	該当する記録回復基準の 設定前に送付したもの	27	18	7	0	11	9	0	0	0	0	9	0
	上記以外の理由によるもの	158 [135]	111 [88]	38	46 [23]	27	47	0	1	0	35	10	1

(注) []内は、第三者委員会への送付時に、機構本部(又は社会保険庁本庁)作成の「同僚リスト」が年金事務所(又は社会保険事務所)に到達していなかったケースを除いた件数。

<厚生年金>

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)、21年5月の基準(同年12月から21年12月基準に移行)及び21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

<国民年金>

- ① 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)
 ② 20年4月の基準(家計簿によるもの)
 ③ 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)
 ④ 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))
 ⑤ 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))
 ⑥ 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

【参考1】

第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案（該当する記録回復基準の設定前に送付したものを除く）
【平成22年1月から10月までの件数】

	合計	厚生年金				国民年金	
		計	遡及訂正事案		脱退手当金		
			20年12月・ 21年12月の基準等	あっせん事案の 同僚			
合計	104件 [86件]	65件 [47件]	28件	31件 [13件]	6件	39件	
「記録回復可否確認票」を作成したが、確認結果に誤りがあった	29件 [21件]	25件 [17件]	8件	15件 [7件]	2件	4件	
「記録回復可否確認票」を作成しなかった	75件 [65件]	40件 [30件]	20件	16件 [6件]	4件	35件	
「記録回復可否確認票」を作成しなかった理由別内訳	基準があることを知らなかった	5件 [5件]	2件 [2件]	1件	0件 [0件]	1件	3件
	基準に該当しないと誤認した	53件 [47件]	30件 [24件]	19件	9件 [3件]	2件	23件
	詳細不明等	17件 [13件]	8件 [4件]	0件	7件 [3件]	1件	9件

(注) []内は、第三者委員会への送付時に、機構本部(又は社会保険庁本庁)作成の「同僚リスト」が年金事務所(又は社会保険事務所)に到達していなかったケースを除いた件数。

【参考2】

第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案（該当する記録回復基準の設定前に送付したものを除く）
【平成22年11月から平成23年5月までの件数】

	合計	厚生年金				国民年金	
		計	遡及訂正事案		脱退手当金		
			20年12月・ 21年12月の基準等	あっせん事案の 同僚			
合計	54件 [49件]	46件 [41件]	10件	15件 [10件]	21件	8件	
「記録回復可否確認票」を作成したが、確認結果に誤りがあった	35件 [34件]	33件 [32件]	6件	7件 [6件]	20件	2件	
「記録回復可否確認票」を作成しなかった	19件 [15件]	13件 [9件]	4件	8件 [4件]	1件	6件	
「記録回復可否確認票」を作成しなかった理由別内訳	基準があることを知らなかった	0件 [0件]	0件 [0件]	0件	0件 [0件]	0件	0件
	基準に該当しないと誤認した	12件 [12件]	7件 [7件]	2件	4件 [4件]	1件	5件
	詳細不明等	7件 [3件]	6件 [2件]	2件	4件 [0件]	0件	1件

(注) []内は、第三者委員会への送付時に、機構本部(又は社会保険庁本庁)作成の「同僚リスト」が年金事務所(又は社会保険事務所)に到達していなかったケースを除いた件数。